介護保険制度と介護保険料の納付について



介護保険料は、国や県の負担金などとともに、介護 保険を健全運営するための大切な財源です。

社会全体で支える介護保険の仕組みを理解し、介護 保険料の期日までの納付をお願いします。

〜―ビスが利用できます。

40歳~46歳のかた



健康福祉課介護保険係

25 1186

介護保険は、

40

P歳以上

あみ

が必要であると認定を受ける 必要があります。 るには申請をし、介護や支援 介護認定の手順は、 介護保険サービスを利用す 図 2 の

図 2

で介護や支援が必要であると 類の病気(特定疾病) サービスが利用できます。 認定を受けた場合、介護保 介護保険の対象となる16 が原因

汀護保険被保険者

認定を受けた場合、介護保険 に分かれます。 第1号被保険者) 65歳以上のかた 被保険者は、 介護や支援が必要であると

保険料を納め、介護が必要と なったときに費用の一部を負 なさんが被保険者となって を利用できる制 介護保険サー 介護保険サービス 図 1

申請

介護認定の手順

介護認定の手順

要介護認定

●訪問調査を受ける

調査員が自宅などを訪問し、心身の状態や日中の生 活、家族・居住環境について聞き取り調査を行います。

主治医が意見書を作成

主治医に市から意見書の作成を依頼します。主治医 は心身の状態や病状について記載します。

認定審査

医師や介護サービス事業者などで構成される審査会に おいて、訪問調査の結果や主治医意見書をもとに審査 を行います。

結果の通知

結果は要支援1・2、要介護1~5の7段階です。まだ介 護や支援が必要ないかたは、非該当と認定されます。

●訪問型のサービス

自宅を訪問してもらい 日常生活の手助けやリ

ハビリを受 けることが できます。



通所型のサービス

施設に通い食事や入 浴、リハビリを受ける ことができます。



●一時的な 短期入所など

自宅で介護を受けてい るかたが一時的に施設

に泊まる短 期入所や施 設へ入所す ることがで きます。



●生活環境を整える サービス

住宅改修や福祉用具 購入・貸与などもでき ます。



図3 介護保険サービス利用の手順

居宅介護支援事業所または 地域包括支援センターへ連絡

ケアマネジャーがケアプランを作成

介護保険サービスの利用開始



申し込みや見学などの手続き する場合は、介護保険施設 (図3) 施設への入所を希望

介護保険サービス利用の手順

認定を受けたかたは、

ジャー) または地域包括支援 介護支援事業所(ケアマネ

サービスの利用を進めます。 センターに連絡し、介護保険

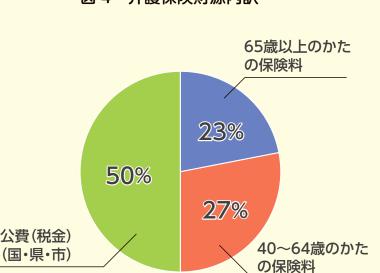
定を受けたかたが、介護保険

現在、

要介護や要支援の認

サービスなどを利用するため に必要な費用は、国・県の負

介護保険財源内訳 図 4



い状況を迎えています。

昇し、介護保険財政は大変厳 負担は約25億2千万円まで上

介護保険料

6月から、12月・1月のかた

65歳以上のかた

見直される「介護保険事業計 とに算出され、3年ごとに サービスなどに係る費用をも 今後見込まれる介護保険 に位置付けています。

40歳~64歳のかた

当初の認定者数は、438人

平成12年度の介護保険発足

したが、認定者数は年々増加 で約5億8千万円の負担金で

し、平成29年度には1452

人となりました。

担金や、介護保険料を財源に

しています。(図4)

算定方式に基づいて決定しま や社会保険などの医療保険の 加入している国民健康保険

3割の3段階に分かれます。 年の所得によって1割・2割・ 利用料の自己負担割合は、 前

介護保険料の納め 方

)65歳以上のかた

りに分かれます。 ている年金の額によって2通 保険料の納め方は、 受給し

年金が年額18万円以上のかた

特別徴収 (年金からの天引き)

徴収で納めていただきます。 は口座振替により納める普诵 けて天引きします。 に保険料の年額を年6回に分)ばらくの間は、納付書また ただし、65歳になってから 年金の支払い月(偶数月)

月から9月のかたは翌年4月 の目安は、65歳の誕生日が4 特別徴収を開始するおおよそ

から、10月・11月のかたは翌年

相談してください。

困難な場合は、介護保険係

なお、介護保険料の納付が

とられます。 介護保険サービスの利用 (図5)

時は相談してください 介護保険の納付で困った

関わる大変重要なことです。 だけではなく、将来的に自身 を守って納めてください。 本的にできません。必ず期日 かのぼって納付することが基 の介護保険サービスの利用に の介護保険財政を支える役割 介護保険料は、2年以上さ 介護保険料の納付は、

のかたは翌年10月からです。 年金が年額18万円未満のかた また、保険料が変更になった は翌年8月から、2月・3月 普通徴収 ていただく場合があります。 かたなども、普通徴収で納め (納付書で納付・口

座振替) 介護保険料の滞納と

割になる措置(給付制限) り、利用したサービス費用の 期間に応じて介護保険サービ 険料の滞納が続く場合、 目己負担割合が3割または4 スの利用が一時差し止めにな 特別な事情がないのに、

介護保険料の滞納が続く場合の措置 図 5

1年間滞納した場合

サービスを利用したと き、いったん利用料の 全額を自己負担しなけ ればなりません。

自己負担した全額のうち払い戻される 給付費(9割・8割・7割相当分) ·部または全部が一時的に差し止めと なり、場合によっては、差し止め額か ら滞納保険料が差し引かれます。

2年以上滞納した場合

介護保険料の未納期間に応じて、 利用したサービス費用の自己負担 割合が3割または4割に引き上げ られ、高額介護サービス費などの 支給が差し止めになります。